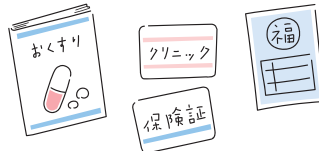


子ども医療費の 助成制度が変わります



令和7年
4月診療分
より

肝付町では子どもの健康と健やかな育成を図るため、子どもの保険診療に係る医療費の全額を助成しています。この制度をより充実させるため、令和7年4月診療月分より窓口での医療費支払い負担がなくなる現物給付方式を導入します。対象の方には3月中に順次新しい受給資格者証を郵送します。4月以降は新しい受給資格者証で受診してください。古い受給資格者証は破棄するか役場までご返却ください。

① 窓口での医療費支払い負担がなくなります

医療機関で受給資格者証とマイナ保険証（資格確認書等）を提示していただくと、保険診療分に係る医療費の支払いを医療機関等窓口でしていただく必要はありません。

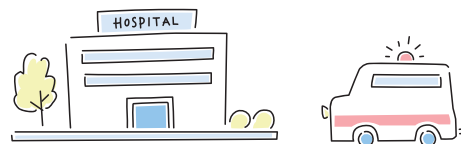
※受給資格者証の提示忘れや県外医療機関の受診等の理由により窓口払いが発生した場合は、申請期間内に対象の医療費の領収書原本を役場窓口にお持ちいただき、お手続きいただくことで助成が可能となります。

※生活保護法による保護を受けている人は、対象となりません。

※保険外診療の費用（健診料・予防接種など）は助成の対象となりません。

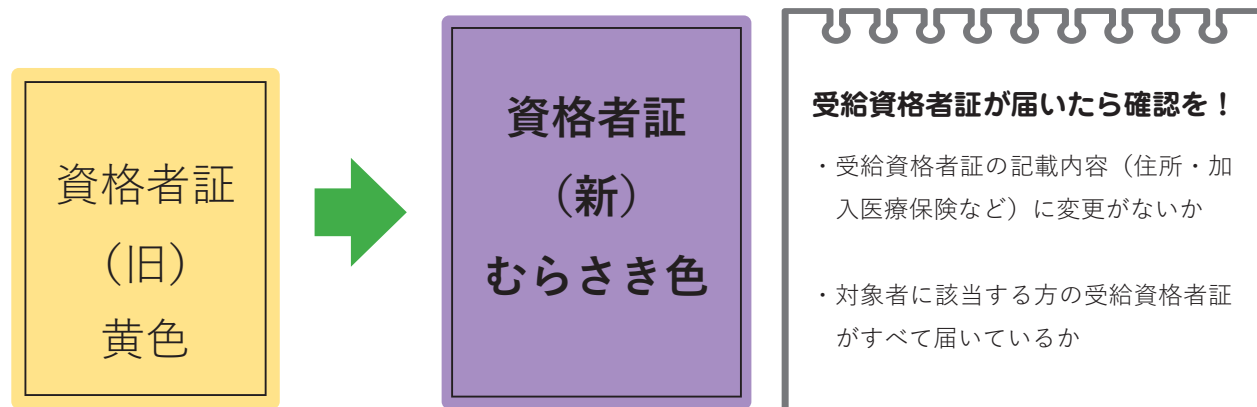
※高額療養費や付加給付金等に該当する場合は、一部負担金額から該当給付額を控除した額が助成されます。

② 受給資格者証が変わります



住民税課税世帯の子ども医療受給資格者証が黄色からむらさき色に変更されます。

現在むらさき色の受給資格者証（住民税非課税世帯）を持っている方の受給者番号も変更になるため、子ども医療費助成対象者全員に新しい受給資格者証をお送りします。



【ひとり親医療制度・重度心身障害者医療制度を利用している方】

ひとり親医療制度・重度心身障害者医療制度の受給資格者証をお持ちのお子様についても、子ども医療費の対象となり、受給資格者証をお送りします。併用して受給はできないため、医療機関等窓口にはどちらかの受給資格者証を提示してください。

お問い合わせ先 肝付町役場 健康増進課 ☎ 0994(65)2564